

訪問介護重要事項説明書

< 年 月 日 現在 >

当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (078)934-8256 (受付時間 : 月曜日～土曜日 午前 9 時～午後 4 時まで)

担当 _____

1. (株) ケアネットヘルパーステーション明石の概要

(1) 事業所の名称、所在地等

事業所名	(株)ケアネットヘルパーステーション明石
所在地	明石市大久保町大窪 1826-14
介護保険事業所番号	2 8 7 2 0 0 0 7 2 0
事業所の種類	指定訪問介護事業所
設立年月日	平成 12 年 10 月 1 日
管理者	八木 淳子
電話	(078)934-8256
ファックス	(078)934-0584
事業の実施地域	明石市・神戸市西区（岩岡）

※上記以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業の目的

当事業所は、介護保険法令に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護を提供することを目的とします。

(3) 事業所の職員体制

区 分	資 格	常 勤	非 常 勤
管理者		1 名	
サービス提供 責任者	介護福祉士	3 名	
登録ヘルパー	2 級取得者 介護福祉士		1 1 名 5 名

(4) 営業日・営業時間

営 業 日	年末年始(12 月 30 日～1 月 3 日)を除く毎日			
サービスの提供時間	通常時間帯 8:00～18:00	早朝 6:00～8:00	夜間 18:00～22:00	深夜 22:00～6:00
平 日	○	○	○	○
土日・祝祭日	○	○	○	○

2. サービス内容

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

- ☆身体介護 食事、入浴、排泄の介助、清拭、体位変換 等
- ☆生活援助 調理、洗濯、掃除、買い物 等
- ☆相談・助言 介護相談

※上記のサービスは、利用者に提供するもので、原則としてご家族の家事は行いません。また、日常生活の援助にならない行為、たとえば、ペットの世話、床のワックスかけ等も介護保険の給付の対象となりません。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

☆介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービスの利用料金の全額がご契約者の負担となります。

☆ペットの世話、床のワックスかけ、庭の草むしり等介護保険適用外のサービスについては、別途ご相談させていただきます。料金は当社規定によります。

3. 利用料金

(1) 通常の時間帯での料金は次のとおりです

＜訪問介護費＞ 要介護 1～5 の方（1回あたり）

サービス内容	単位数	自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
生活援助 2・Ⅱ（45分未満）	197 単位	256 円	511 円	767 円
生活援助 3・Ⅱ（45分以上）	242 単位	314 円	628 円	942 円
身体介護 1・Ⅱ（30分未満）	268 単位	348 円	695 円	1,043 円
身体介護 2・Ⅱ（30分以上 1時間未満）	426 単位	553 円	1,105 円	1,658 円
身体 1 生活 1・Ⅱ（20分以上 45分未満）	340 単位	441 円	882 円	1,323 円
身体 1 生活 2・Ⅱ（45分以上 70分未満）	411 単位	533 円	1,066 円	1,600 円
※ご利用者負担金には、基本単位に地域区分指数(明石市：10.42%)を乗じた金額に、訪問介護特定処遇加算Ⅰ(24.5%)を加算した金額となります。				

(2) 初回加算

新規訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供者が、自ら訪問介護を行う場合又は、他の訪問介護員が訪問介護を行う際に同行した場合。 200 単位/回

(3) 緊急時訪問介護加算

利用者やその家族等から要請を受けて、サービス提供者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供者又はその他訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）をおこなった場合。 100 単位/回

(4) 通常時間外料金

サービス提供時間帯	早朝	夜間	深夜
サービス提供時間	6:00～8:00	18:00～22:00	22:00～6:00
割り増し料金	通常の 25%増し	通常の 25%増し	通常の 50%増し

(5) 料金のお支払い方法

当月料金の合計額の請求書に明細を付して翌月 20 日までに送付します。
お支払い方法は毎月 26 日に金融機関の口座引き落としにて支払っていただきます。

※上記の料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、ケアプランに基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて計算されます。

※2 人のヘルパーが共同でサービスを行う必要がある場合は、お客様の同意の上で通常の 2 倍の料金をいただきます。

(6) 償還払いについて

お客様が、要介護認定を受けていない場合には、サービス料金の全額をいったんお支払いいただきます。後日、要支援、要介護の認定を受けた後、当社発行の「サービス提供証明書」をお客様の住民票のある市町村に提出していただきますと自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。認定の有効期間は申請の時までさかのぼるので、申請をすればサービスを使い始めることができます。ただし、「自立」と認定された場合は、全額自己負担となります。

(7) その他の料金

お客様のお住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用はお客様のご負担になります。

(8) 交通費

明石市、神戸市西区（岩岡）以外にお住まいの方は、サービス従業員が訪問するための交通費の実費が必要です。

(9) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要となった場合は至急ご連絡ください。(連絡先 078-934-8256)
ただし、体調不良等やむを得ない場合は、この限りではありません。

ご利用日の前営業日午後 4 時までにご連絡頂いた場合	無料
ご利用日の前営業日午後 4 時までにご連絡頂かなかった場合	自己負担分

4. 当事業所の訪問介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ①事業所のサービス従業者（ヘルパー）等はその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護・その他の生活全般にわたる援助を行います。
- ②事業の実施にあたっては、関係市町村・居宅介護支援事業者・地域の保健医療サービス・福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ③介護事業を通じ、高齢化社会に貢献し介護保険制度の発展に寄与します。

(2) サービスの提供にあたって

①ヘルパーの交替について

- ・サービス提供時に担当のヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のヘルパーが交替してサービスを提供することがあります。
- ・また、事業者の都合により、ヘルパーを交替することがありますが、お客様及びその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分配慮します。
- ・また、選任されたヘルパーの交替を希望する場合には、業務上不相当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に変更を申し出ることができます。ただし、お客様から特定のヘルパー指名はできません。

②従業員への研修を定期的実施しています。

③ケアネット独自のマニュアルを作成し、サービスの向上に努めています。

④訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。

⑤サービス利用当日に、お客様の体調不良等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、変更したサービス内容と時間に応じたサービス利用料金とさせていただきます。

⑥訪問予定日にやむを得ない事情で、変更の希望がありましたら、できるだけ早くご連絡ください。

また、担当ヘルパーの急病、暴風雨等の警報時等、やむを得ない事情がある場合事業所から変更をお願いする場合があります。

⑦お客様のお宅の電話機使用について

サービス提供中の緊急時（お客様の体調の急変、けが等）にはお客様のお宅の電話機をお借りして連絡を取る場合があります。（当事業所へ

の

連絡はフリーダイヤルですので電話代は無料となります）

(3) 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる必要な措置を講じます。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ②虐待防止のための指針を整備しています。
- ③従業者に対して、虐待を防止するために年2回の研修を実施しています。
- ④虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 八木 淳子
-------------	-----------

- ⑤提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ⑥成年後見制度の利用を支援します。
- ⑦苦情解決体制を整備しています。
- ⑧従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(4) 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ①切迫性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- ②非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- ③一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

(5) 衛生管理等

事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ②事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を

講じます。

- ③食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- ④感染対策として、送迎時の検温、マスクの着用、手指の消毒、換気を底します。
- ⑤事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底しています。
- ⑥事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
- ⑦従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しています。

(6) 認知症介護基礎研修の受講

事業所は、事業所において介護に直接携わる職員のうち、医療、福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護にかかる基礎的な研修を実施します。

(3) ヘルパーの禁止行為

当事業所のヘルパーは、お客様に対する訪問介護サービスの提供にあたって次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為または医療補助行為
- ②お客様もしくはそのご家族などからの高価な物品の授受
- ③お客様の家族などに対する訪問介護サービスの提供
- ④飲食もしくは喫煙
- ⑤お客様又はそのご家族などに対して行う宗教活動、政治活動、営業活動
- ⑥その他お客様もしくはそのご家族などへの迷惑行為

5. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急医、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡します。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

6. サービス内容に関する相談・苦情

①当事業所ご利用のお客様相談・苦情窓口

電話 078-934-8256

(受付時間：月曜日～土曜日 午前9時～午後4時まで)

苦情処理担当責任者 村上 学

苦情処理担当者 八木 淳子

②当事業所以外にも介護保険全般について市町村の相談・苦情窓口等に相談していただけます。

市長村名 明石市高齢者総合支援室	電話 078-918-5091
------------------	-----------------

受付時間 09:00～17:00 平日のみ

介護保険の苦情の受付に関しては下記にも窓口があります。

兵庫県国民健康保健団体連合会	電話 078-332-5617
----------------	-----------------

受付時間 09:00～12:15、13:00～17:15 平日のみ

7. 当社の概要

名称・法人種別	株式会社 ケアネット
代表者役職・氏名	代表取締役社長 佐藤 彰彦
本社所在地	川崎市中原区上小田中4丁目1番1号
事業所数	居宅介護支援 12カ所
	訪問介護 9カ所
	通所介護 10カ所
	短期入所生活介護 4カ所
	認知症対応型共同生活介護 2カ所
	福祉用具貸与 3カ所

以上、訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基
いて重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

＜事業者名＞ 株式会社 ケアネットヘルパーステーション明石
(介護保険事業所番号 2872000720)

＜所在地＞ 明石市大久保町大窪 1826-14

＜代表者名＞ 明石サービスセンター長 村上 学 印

説明者 所属 (株) ケアネットヘルパーステーション明石
氏名

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所
氏名

印

(代理人) 住所
氏名

印

